

(4) 補助金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>補助金の額の確定は、事業実績報告書受領後20日以内を原則としているが、補助金の額の確定を事業実績報告書受領から45日後に行っているものがあった。</p> <p>1 大阪府民間団体自殺対策緊急強化事業補助金</p> <p>(1) 補助事業の完了期日：平成27年3月31日</p> <p>(2) 実績報告書の提出日：平成27年4月14日</p> <p>(3) 補助金額の確定日：平成27年5月29日</p> <p>(4) 支出額：1,200,000円</p>	<p>補助金交付事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）】 (昭和49年7月16日付け審第150号)</p> <p>2 補助金の「額の確定」について</p> <p>補助金交付規則第12条に基づく事業実績報告書の提出期限は、補助事業者等の事業完了後1カ月以内、「額の確定」は、事業実績報告書受領後20日以内を原則とし、これら事務処理の遅延しないように留意すること。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また、当該補助金ほか所管する補助金等の交付事務に係るルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後も、会計事務ポータルサイトに掲載されている事務執行に関する諸規定を常時確認することにより、補助金交付の適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）